

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果

(対象：正会員・準会員 191 行)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

(単位：件、百万円)

時 期	件 数	金 額
平成 17 年 10 月～12 月	1,243	896
平成 18 年 1 月～3 月	1,331	777
平成 18 年度	4,548	2,315
平成 18 年 4 月～6 月	1,280	691
平成 18 年 7 月～9 月	1,222	666
平成 18 年 10 月～12 月	1,156	519
平成 19 年 1 月～3 月	890	439
平成 19 年度	3,058	1,375
平成 19 年 4 月～6 月	836	380
平成 19 年 7 月～9 月	830	358
平成 19 年 10 月～12 月	738	323
平成 20 年 1 月～3 月	654	314
平成 20 年度	1,191	486
平成 20 年 4 月～6 月	602	229
平成 20 年 7 月～9 月	589	257

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について

時 期	対応方針決定済件数	うち補償件数	補償率
平成 20 年 1 月～3 月	624	478	76.6%
平成 20 年 4 月～6 月	521	392	75.2%
平成 20 年 7 月～9 月	236	165	69.9%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま（預金者）からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生している、もしくは盗難カードによるローンの借入れである件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。